

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行について(平成27年3月1日施行)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令が、平成27年1月30日に公布、平成27年3月1日に施行され

- 申請書類の様式
- 写真の添付枚数
- 申請書類の提出枚数
- 省略出来る書類

等が、以下のとおり変更となっています。

1 申請書等の様式変更

銃砲刀剣類所持許可申請等、猟銃用火薬類許可申請に係る書類の様式が変更されました。県警ホームページに掲載している様式、記載例を確認して下さい。

2 申請書等の提出枚数の削減

これまで複数の銃を所持する方について、申請にかかる猟銃等ごとに提出していた

- 銃砲所持許可申請書
- 猟銃等所持許可更新申請書

について、複数の申請を一枚の申請書により行うことが可能となりました。

3 申請書等に添付する写真の枚数

提出していただく写真の枚数は以下のとおりです。

(1) 1枚のもの

- 猟銃等講習会受講申込（経験者講習・初心者講習）
- 許可証の書換申請（都道府県公安委員会の管轄区域を超えて住所変更をした場合）
- 年少射撃資格認定証書換申請
- 年少射撃資格講習受講申込

(2) 不要になるもの

- 技能講習受講申込

(3) その他

- 年少射撃資格認定申請
（2以上の認定を受けようとする場合は、その数に1を加えた枚数）
- 年少射撃資格認定証再交付申請
（2以上の再交付を受けようとする場合は、その数に1を加えた枚数）

4 提出する写真のサイズの変更

これまで提出を求めていた写真のサイズが変更されます。

改正前		改正後	
縦	横	縦	横
3.6センチメートル	2.4センチメートル	3.0センチメートル	2.4センチメートル

5 添付書類の省略

以下の申請をする方は、添付書類

- 同居親族書
- 市町村長の証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨）
- 住民票の写し
- 経歴書

の提出を省略できる場合があります。

※省略できる場合でも、必要な報告を求めることがあります。

- (1) 猟銃等の所持許可を受けている方が、以前申請書を提出した同一の都道府県公安委員会に対して、新たな許可証の交付を伴わない更新申請を行う場合

- (2) 技能検定の合格証明書又は射撃教習の教習修了証明書の交付を受けてから1年を経過していない方が、技能検定申請又は射撃教習資格認定申請を行った都道府県公安委員会に対して所持許可の申請を行う場合

6 猟銃等の所持許可時等に提出する医師の診断書の作成主体の追加等

(1) 医師の診断書の作成主体の追加

申請書に添付する医師の診断書について、診断書の作成日より前に1回以上、申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師に限り、猟銃等の所持許可等に係る申請書に添付する医師の診断書の作成主体に追加されることとなりました。

(2) 提出した診断書を再度申請書類に添付できる期間

診断書については、申請書に添付しようとする都度、医師の診断を受けて作成されるのが原則ですが、申請日において作成日から起算して3ヶ月以内の診断書については、繰り返し申請書に添付できることとなりました。

繰り返し申請書に添付すること希望する場合、以前提出を受けた診断書を担当者が確認し、作成時から3ヶ月以内のものであれば原本を返却しますので、新たな申請に添付できます。

7 75歳以上の者に係る認知機能検査

これまで、道交法上の認知機能に関する検査を、更新申請期間である許可の有効期間の満了する日の2月前から同1月前までに受けた者については、銃刀法で定める認知機能検査を受けたものとみなすこととしていましたが、改政府令の施行により、許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間に道交法上の検査を受ければ、認知機能検査を受けたものとみなすこととなりました。**必要な書類については、警察署の担当者に確認してください。**

